

調達件名：財務局のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	9	2	4	イ	4	APの数や設置位置等の要件につきましては、(ア)(イ)のみと考えてよろしいでしょうか。 それ以外のパターン（提供エリアのみ指定など）がありましたら、要件の追加をご検討いただけないでしょうか。 また、Wi-Fiの提供エリアや無線APの設置位置、利用人数については閲覧資料で情報をご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	工事に関する要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご指摘の(ア)(イ)以外のパターンはございません。Wi-Fiの提供エリア等につきましては、閲覧資料を準備しております。
2	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ 高性能AP要件 (オ)	1	高性能 AP 要件(オ)に関しまして、要件を以下に変更いただくようご検討いただけないでしょうか。 【変更前】 「有線 LAN として、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/ 10Gbps イーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。」 【変更後】 「有線 LAN として、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps イーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。」。	機器の選定幅を広げて公平性を担保するため。	ご意見を踏まえ要件定義書を修正いたします。
3	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ 高性能AP要件 (ウ)	2	高性能AP要件(ウ)にAPの消費電力の要件として以下の下線箇所を要件に追加いただくようご検討いただけないでしょうか。 (ウ) 本仕様記載の要件を満たしかつ、PoE 規格 IEEE802.3at で動作すること。また、 本仕様書記載の要件を最大17W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていないといけない。	高性能APの消費電力にも上限を設けることにより、ランニングコストを抑える効果が期待できるため。	検討の結果、記載のとおりといたします。
4	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ 標準AP要件 (ウ)	2	標準AP要件(ウ)の消費電力に関しまして、以下要件を変更いただくようご検討いただけないでしょうか。 【変更前】 また、本仕様書記載の要件を最大 17W 以下の消費電力で動作することを推奨する。 【変更後】 また、本仕様書記載の要件を最大 14W 以下の消費電力で動作することを推奨する。	標準APの消費電力について上限を低減することでランニングコストを抑える効果が期待できるため。	ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。
5	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ(オ)	4	「(オ) 基幹部は、IETF が標準化している IPv4 及び IPv6 規格群に準拠し、IPv4/IPv6 フォワーディング（ルーティング）機能を提供すること。 フォワーディングの際に参照される経路テーブル（VRF）を4 つ以上利用できること。 IPv4/IPv6 のデュアルスタックとしたインターネット層（L3）ネットワーク（経路）を取り扱えること。IPv4/IPv6 に対応した OSPF ルーティング規格に対応すること。」 上記について、本調達の拠点一覧より個別LANシステムとの接続を行う拠点は15拠点のみと認識しておりますが、対象拠点数を明確にするようご検討をいただけないでしょうか。	対象拠点数以外のその他の拠点では本要求事項であるVRF分割やOSPFルーティング機能は不要であると考えられるため。	本機能は全拠点が必要となります。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
6	意見	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	4	基幹部・末端部の技術要件として、以下の下線箇所を要件に追加いただくようご検討いただけないでしょうか。 「(コ) 基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること。」	L2ネットワークを構築する場合、末端部だけでなく基幹部と末端部間にも必要な機能と考えるため。	ご指摘を踏まえ、記載を追加いたします。
7	意見	02_別添資料1. 要件定義書	13	2	4	エ	4	(**)再認証免除機能の要件につきまして、「C. 対象となるユーザーが有効である。」における有効とは何がどのような状態になっていれば要件を満たしていることとなるのか明確にいただけないでしょうか。 (利用するユーザーが有する EntraID の発行する更新トークンが有効である等)	再認証免除機能に関する要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご指摘の点を明確とすることは、技術的提案を狭めることとなるため、「対象となるユーザーが有効である」点を合理的に評価するご提案をいただければ問題ないと考えます。
8	意見	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	エ(エ)E	4	(エ) A-B組み合わせ要件の技術要件Eにつきまして、運用影響を受けないようにする仕組みという記載における運用影響とはどのようなことを想定されているか明確にいただけないでしょうか。	A-B組み合わせ要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご提案によるものとします。
9	意見	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	5	イ(ア)	1	(ア)のオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の設定に関しまして、以下要件を変更いただくようご検討いただけないでしょうか。 【変更前】 オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web 画面等を通じ GSSDC から一元的に実施できること。 【変更後】 オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の設定、構成管理、稼働監視等を、Web 画面等を通じ GSSDC から一元的に実施できること。	機器の初期設定はGSSDCからリモートで行うことが不可であるため。	ご指摘を踏まえ、「初期設定」を「設定」へ修正します。
10	意見	02_別添資料1. 要件定義書	18	2	7	エ	4	接続支援と接続試験を実施するにあたり、対象個別システム数と対象拠点数、各個別システムの移行計画も閲覧資料に含めていただけないでしょうか。	関連システムとの接続に関する要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	各個別システムのAs-Is・To-Be図を閲覧資料として準備しております。なお、本項については、個別システムとの接続にあたり、受注者において必要な作業（物理的・機能的）が発生することを記載しているものであることをご理解願います。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
11	意見	04_別添資料2. SLA項目一覧	8	3	4	表3 項番9	4	ネットワークシステム大規模障害時の目標値欄に記載されている「DC 拠点など」および「整備拠点」について該当する拠点が明確になるよう記載を修正いただくことをご検討いただけないでしょうか。	「DC 拠点など」および「整備拠点」に該当する拠点を明確にすることにより、ネットワークシステム大規模障害時の障害復旧時間について、対象拠点と目標時間を明確にするため。	記載の修正は行いませんが、財務局の場合については、「DC拠点など」に該当するところは、「4号館」、「近畿財務局」となり、それ以外の拠点は「整備拠点」となります。
12	意見	04_別添資料2. SLA項目一覧	8	3	4	表3 項番9	1	ネットワークシステム大規模障害時の目標値につきまして、以下要件を変更いただくようご検討いただけないでしょうか。 【変更前】 目標値（代替機交換による復旧時間）： DC 拠点など：12 時間以内 整備拠点：24 時間以内 【変更後】 目標値（代替機交換による復旧時間）： DC 拠点など：1 日(24 時間)以内 整備拠点：3 日(72 時間)以内	SLA項目に関する要件を満たすことが困難であるため。	本項目は、あくまで「目標値」となりますので記載のとおりとします。なお、「6サービスレベル未達時の対応」の各項目にはご留意ください。
13	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	図 2 作業想定スケジュールの回線引き込みにて、「申込」がグレーで示されております。一方で、要件定義書のp.22（付録A）GSS が提供するアクセスサービスの概要の「ア 全国網サービスについて」並びに図3の①から、フレッツ光回線の申し込みに関しては受注者の実施範囲という認識でよろしいでしょうか。	回線引き込みに関する要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。
14	質問	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	個別システム接続用のスイッチを接続配置することと記載がございますが、個別システム接続用スイッチと個別システム間のLANケーブル敷設については受注者の役務範囲の認識でよろしいでしょうか。また、個別システムの物理ポートの規格(1000Base-T等)について閲覧資料で情報をご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	工事作業の見積もり積算および、NW機器選定に影響が生じるため。	当該整備を必要とする部分は、今回本調達で整備する個別システムに接続されるGSSのスイッチと個別システム側のスイッチ間のケーブルについて、本調達の整備の範囲となります。なお、個別システム側スイッチの物理ポートの規格について閲覧資料はございません。
15	質問	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ(イ)	1	「(イ) GSS-NW 拠点 GW 機器の整備拠点における基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件は以下の通り」以下に記載されるA、B、Cについて、拠点GW機器、および、貴庁の機器に接続するモジュールの用意・接続は貴庁にて実施する認識でおります。 上記に該当するモジュールは本調達の対象外という理解でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にする必要があると考えるため。	モジュールの整備は、本調達の範囲外となりますが、モジュールへの接続は本調達の対象となります。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
16	質問	02_別添資料1. 要件定義書	22	(付録A)	ア、イ	-	1	「全国網サービス・専用線サービスを利用するにあたって、付帯工事を要する拠点については、本調達内において工事を実施すること。」 上記の全国網および専用線の回線敷設に伴う付帯工事について受注者が実施する範囲は回線の終端装置を設置するフロア内の配管のみという認識でよろしいでしょうか。	本項目の作業範囲を明確にする必要があると考えるため。	ご認識のとおりです。 なお、配管にあたり木板等の設置が必要になる場合もあることをご認識ください。
17	質問	02_別添資料1. 要件定義書	23	(付録A)	オ	(イ)	1	「H 電源：交流 100V 又は 200V 50Hz (2000W) を 2 回路」と記載がございますが、提供される電源のコネクタ形状(NEMA5-20、NEMAL6-20等)について、閲覧資料で情報をご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	設計に影響が生じるため。	ご指摘を踏まえ要件定義書に明記いたします。
18	質問	03-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	1	「接続確認が必要な複合機・プリンタ等数」について、各拠点のフロア単位に設置されている台数を閲覧資料で情報をご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	エッジスイッチの利用ポート数および必要な台数を明確にし、正確な金額算出のため。	ご認識のとおりです。
19	質問	03-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	1	拠点一覧に掲載されている「機器設置フロア数」について、WEBページ上で公開されている財務局の住所に記載されているフロア数で差異がございます。 閲覧資料にて機器を設置する全てのフロアレイアウト図をご提供いただける認識よろしいでしょうか。 (例、北海道本局であれば所在地が「札幌第1合同庁舎10,11階」と2フロアとして公開されておりますが、別紙1_拠点一覧の設置対象フロア数は5となっております。)	正確な金額算出のため。	フロアレイアウト図は閲覧資料として提供します。なお、Webページ上で公開されているフロアは主に執務を行うフロアのため、必ずしも機器を設置するフロアの数と一致しません。
20	質問	04_別添資料2. SLA項目一覧	8	3	4	-	1	表 3 サービスレベル目標値について、項番7~9の目標値について「翌業務日中」「1時間以内」とだけ記載された枠がございますが、これは平均故障復旧時間に対する目標値の認識でよろしいでしょうか。	SLA項目に関する要件を明確にする必要があると考えたため。	ご認識のとおりです。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
21	意見	01_調達仕様書	10	6	2	ス	1	<p>【書類上の記載】プロジェクト実施に当たっての前提条件のス打合せ等の議事録は、打合せ後、翌業務日以内に受注者にて作成・提示し、その後担当職員の承認を得ることとし、その他当庁との確認事項のやり取りについても、受注者にて文書に記録し、担当職員の承認を得ること。</p> <p>【意見】打合せ等の議事録について、「打合せ後、翌業務日以内に受注者にて作成・提示し、その後担当職員の承認を得ること・・・」と記載がありますが、3営業日以内へ緩和いただけますでしょうか。</p>	<p>打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、翌営業日提出までのリードタイムが短いため、議事録の品質を担保することが困難だと考えております。デジタル庁様との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるためにも、議事録提出は3営業日以内へ変更いただきたい。</p>	<p>ご意見については、議事録は次回会合の準備に必要なものであるため、記載のとおりといたします。ポイントを絞って議事録を作成することで、要件どおり提出することは可能であるものと考えております。</p>
22	意見	01_調達仕様書	25	7	5	ア(イ)	1	<p>【書類上の記載】情報管理体制 ア(イ) 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、当庁に対し「別添資料5.情報管理体制」により「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」を提出し、担当職員の同意を得ること。なお、情報取扱者名簿には、本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。</p> <p>【意見】情報取扱者名簿から「生年月日」の記載を削除もしくはやむを得ない事情で個人単位で非開示希望がある場合は都度協議とする。の文言の追加をしていただけますでしょうか。</p>	<p>「生年月日」は個人プライバシーの情報となっており、やむを得ない事情で非開示希望がある担当者のアサインが難しいため。</p>	<p>記載のとおりとします。なお、「生年月日」の記載についてやむを得ない事情で個人単位の非開示希望がある場合は、当庁と協議の上、対応を検討いたします。</p>
23	意見	02_別添資料1.要件定義書	7	2	3	オ(イ)B	1	<p>【書類上の記載】L2エクステンションを利用した接続についての(イ)B 「多拠点間接続サービス：任意のオーバーレイ拠点機器、オーバーレイ集約機器の中から任意の3点間以上において、帯域共有型の仮想イーサネット回線を構成できること。また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたFDBを構成し、ショーテストパスにて転送できること。ショーテストパスとは、転送においてオーバーレイ集約機器経由しなければ転送できないのではなく、FDB上の相手に対して直接転送することである。」</p> <p>【意見】機器によって実装しているアーキテクチャが異なるため、FDBでの定義ではなく、「FDB等」へ文言を変更していただけますでしょうか。</p>	<p>仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「FDB」を「FDB等」に修正します。</p>
24	意見	02_別添資料1.要件定義書	9	2	4	イ(イ)	2	<p>【書類上の記載】Wi-Fi部の構成の(イ) 「一方、小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しない。この点を考慮して設計・積算すること。」</p> <p>【意見】別紙1_拠点一覧において、例として倉敷出張所は2フロアに対してAPが3台となっているため、1フロアにAPが1台の箇所がでてくると思います。2台ずつに修正していただけますでしょうか。</p>	<p>記載のNW機器数量では、片フロアに設置されているAPは1台となる計算のため、1台のみ設置されているフロアのAPが障害時に利用不能となる構成であるため。</p>	<p>フロア単位ではなく、拠点として判断しますので、記載のとおりといたします。詳細につきましては、閲覧資料をご確認のうえ、最適な構成での提案をお願いします。</p>
25	意見	02_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ 標準AP要件 (ウ)	1	<p>【書類上の記載】標準AP要件の(ウ) 「PoE規格たるIEEE802.3atで動作すること。また、本仕様書記載の要件を最大17W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていないといけない。」</p> <p>【意見】要件を満たすには機器メーカーが限定的になるため、「最大25.5W以下」等への変更を検討していただけますでしょうか。</p>	<p>仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。</p>

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
26	意見	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ 高性能AP要件 (オ)	1	<p>【書類上の記載】高性能AP要件の(オ) 「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。」</p> <p>【意見】 5000Mbps/10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの5000Mbps/10Gbps対応も必要となります。APがインターフェースを有しているだけでは仕様の効果が発揮されず、効果を発揮しようとすると末端部スイッチにてダウンリンクが5000Mbps/10Gbps対応した機器選定をしなければならなくなり、貴庁の必要予算増加につながるため削除を検討いただけますでしょうか。</p>	<p>今回の仕様要件では、5000Mbpsおよび10Gbpsまで対応しているインターフェースを有する必要がないと考えております。 5000Mbpsおよび10Gbpsまでを具備する機器を選定することで貴庁の必要予算が増加すると考えるため。</p>	ご意見を踏まえ要件定義書を修正いたします。
27	意見	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	<p>【書類上の記載】有線LAN部（基幹部・末端部）の概要 「また、各省庁が既存のネットワークにGSSでは整備を行わない各種個別のシステム（以下「個別システム」という。）が整備されている。既存ネットワークに接続されている個別システムは、GSS-NWIに移行後もその接続を行えるように整備する必要がある。個別システムの接続については、デジタル庁が別紙1にて指示する場所に24ポートスイッチ（SW）を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。」</p> <p>【意見】 別紙1_拠点一覧を確認すると、個別システム接続ポート数が1~3となっています。拡張性を考慮しても24ポートは不要と考えるため、「接続するポート数に応じたポートを具備するスイッチ」等への変更を検討いただけますでしょうか。</p>	<p>今回の仕様要件では、24ポートスイッチだとオーバースペックとなるため、貴庁の必要予算が増加すると考えております。そのため、24ポートスイッチの機器を選定することで貴庁の必要予算が増加すると考えるため。</p>	管理運用上機器が統一されている必要があるため、記載のとおりとします。
28	意見	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	エ(エ)C	1	<p>【書類上の記載】認証認可処理部の要件の(エ)C 「EntralDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンをGraph APIにて継続的にチェックし、トークンが失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及びAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。」</p> <p>【意見】 要件を満たすには機器メーカーが限定的になるため、「トークン」だけではなく、「EntralDにて認証したユーザーに対して発行されたトークン、あるいはユーザーの有効有無、部署移動有無等のアトリビュート情報を継続的にチェックし、失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及びAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること」等への変更をご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。</p>	ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。
29	意見	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	エ(エ)E	1	<p>【書類上の記載】認証認可処理部の要件の(エ)E 「受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntralDにて運用していることを前提とし、Graph APIによるスロットリング制限発生時においても、運用影響を受けないようにする仕組みを提案すること。」</p> <p>【意見】 スロットリング制限の発生はMicrosoft社の要件であるため、「影響を受けない仕組み」という文言から「影響を軽減する仕組み」という文言への緩和や、要件の削除をご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>スロットリング制限の発生はMicrosoft社の要件であり、影響を受けない仕組みを設計することは困難だと考えております。そのため、スロットリング制限が発生した際に影響を軽減する仕組みであれば設計可能だと考えるため。</p>	ご指摘を踏まえ、「運用影響を受けない仕組み」から「運用影響を軽減する仕組み」に修正いたします。
30	意見	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	5	イ(ア)	1	<p>【書類上の記載】統合管理監視システムに求める技術要件の(ア) 「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」</p> <p>【意見】 「初期設定」はコンソール接続にて設定を行う必要があり、初期設定後にWeb画面を通じ一元管理できるようになるため、「初期設定」の文言削除もしくは「設定」等への変更をご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>先行省庁プロジェクトの要件定義書においては、「初期設定」ではなく「設定」という文言となっているため、入札の公平性を保つうえでも、文言修正をしていただきたいため。</p>	ご指摘を踏まえ、「初期設定」を「設定」へ修正します。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
31	意見	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	6	エ	1	<p>【書類上の記載】設置にかかわる技術要件の工 「設置されるラックは、デジタル庁が許可する場合を除き、施錠可能なラックとし、その鍵は、600通り以上の鍵違いがある鍵を使用すること。有線LAN整備に必要なLANケーブルは、AP—有線LAN部、有線LAN部におけるパッチコード、執務室内等、目的別に合わせたケーブルカラーを選定できるようにすること。」</p> <p>【意見】 多様なカラーを使用すると、分割損が発生し費用がかかってしまうと想定されるので、推奨要件や文書の削除をご検討いただけますでしょうか。</p>	ケーブルカラー使用の最小化を図ることでコスト削減が見込まれるため。	管理運用面から必要な要件であり、記載のとおりとします。
32	意見	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	6	キ	1	<p>【書類上の記載】設置にかかわる技術要件 キ 各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があるため、APの設置位置、情報コンセント位置、ラック位置等については、移動の可能性を考慮して、数メートルのケーブル余長配慮や設置位置配慮をしなければならない。なお、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。</p> <p>【意見】 「拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。」と記載がございますが、規模に問わず協議とさせていただくことに変更いただけますでしょうか。</p>	規模の大きさに限らず事前に協議を行わせていただくことで、万が一のトラブル発生を未然に防ぐことができるため。	記載のとおりとします。できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については、計画的に実施できるよう協議いたします。
33	意見	02_別添資料1. 要件定義書	23	4	6	(付録A) オ(イ)	1	<p>【書類上の記載】TYO2における利用可能な空間・電源・空調要件 オ(イ) H 電源：交流100V又は200V 50Hz (2000W) を2回路</p> <p>【意見】 データセンターのラック要件を(2000W)を2回路→(2500W)を2回路へ緩和いただけますでしょうか。</p>	仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。	ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。
34	意見	02_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	コ	1	<p>【書類上の記載】設置にかかわる技術要件のコ 「GSS移行にあたり、データを移行するために現行ネットワークと接続する必要がある。データ移行アセスメント(事前調査)及び本番移行において関係事業者と調整の上、必要となるケーブルを用意すること。接続する拠点は中央合同庁舎4号館(「別添資料1別紙1拠点一覧」参照)を予定しており、配線長は100m以内の想定である。」</p> <p>【意見】 要件を明確にしたいので、データ移行アセスメント(事前調査)用のケーブルの本数は何本になるか教えていただけますでしょうか。</p>	適切なケーブル本数を把握することでコスト削減が見込まれるため。	2本となる予定です。
35	意見	04_別添資料2. SLA項目一覧	8	3	4	表3項番9	1	<p>【書類上の記載】サービスレベル目標値の障害復旧時間 「SLA項目：障害復旧時間 種別：ネットワークシステム大規模障害 目標値：代替機交換による復旧時間：DC拠点など12時間以内 整備拠点24時間以内」</p> <p>【意見】 DC以外の拠点は、「整備拠点」に該当すると思いますが、離島や地方拠点によっては目標時間内に駆けつけられない可能性が高いため、目標値を「DC拠点など1日以内、整備拠点3日以内」等へ緩和いただけますでしょうか。</p>	離島や地方の拠点の中には、現地に駆けつけるだけでも大幅に時間がかかる場所があります。そうした場所では、対応できる業者が限られてしまう可能性があるため、特定の業者のみが対応できる状態を防ぐことで、入札の公平性を保つため。	本項目は、あくまで目標値となりますので記載のとおりとします。なお、「6サービスレベル未達時の対応」の各項目にはご注意ください。
36	質問	02_別添資料1. 要件定義書	-	-	-	-	1	<p>【質問】 機器選定をする上での確認となりますが、要件定義書に記載されている「/」は、「および」ではなく「または」という認識でおりますが、問題ないでしょうか。 (例えば、2.3_ア 概要の「オーバーレイ上に、専用網相当たる複数の独立した経路表を取り扱えるIPv4/IPv6ルーティング機能及び複数のVIDに対応した仮想イーサネット回線を構成可能とし」)</p>	仕様要件を明確にすることで、適切な機器選定、構成が検討できるため。	統一されているわけではございません。例えば、ご指摘の点につきましては、「及び」となります。「及び」か「又は」につきましては、前後の文面からご判断ください。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
37	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	-	1	<p>【書類上の記載】スケジュール上の留意点 例えば、移転先住所が未定で、定めがない場合、機材など移動に伴う経費は省く。他方、移転先規模が同等であれば、その他の経費については、部屋数、機器構成なども同等を想定して、経費を想定すること。</p> <p>【質問】 入札公告時点で拠点の統廃合や移転などの計画情報が判明している場合は、閲覧資料等にて事前に確認させていただけますでしょうか。</p>	<p>拠点の統廃合および移転計画を元に必要な経費を明確にすることにより、コスト削減が見込まれるため。</p>	<p>入札公告時に判明している情報については、閲覧資料に記載いたしません。</p>
38	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	4	2	3	イ(ウ)	1	<p>【書類上の記載】構成するネットワーク機器についての(ウ) 「提供機器は、全国網サービスは、IPv6（グローバルIP）のみに対応し、モバイルサービスは、IPv4環境（プライベートIP、動的IP、キャリア事業者によるNAT/NAPT）に対応することを前提に、構成及び稼働ができればならない。」</p> <p>【質問】 「モバイルサービスは、IPv4環境（プライベートIP、動的IP、キャリア事業者によるNAT/NAPT）に対応することを前提に」と記載がありますが、IPv6環境への対応は不要という認識で問題ないでしょうか。先行省庁ではIPv6環境への対応を実施していたため、念のための確認となります。</p>	<p>仕様要件を明確にすることで、適切な提案が可能のため。</p>	<p>IPv6環境対応も必要です。ご質問を踏まえ、「モバイルサービスは、IPv4及びIPv6環境（IPv4環境においては、プライベートIP、動的IP、キャリア事業者によるNAT/NAPTを考慮すること）に対応することを前提」に修正いたします。</p>
39	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	9	2	4	イ AP及びWLC部の技術要件 (エ)	1	<p>【書類上の記載】AP及びWLC部の技術要件の(エ) 「AP及びWLCのソフトウェア更新では、APが低利用率であることや複数のAPによるエリアカバレッジを前提として、エンドユーザーへの影響を最小限とした更新をできる機能性を有すること。」</p> <p>【質問】 機種選定を実施する上での確認となりますが、こちらは必須要件でしょうか。推奨要件でしょうか。</p>	<p>仕様要件を明確にすることで、適切な提案が可能のため。</p>	<p>必須要件となります。</p>
40	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ(イ)	1	<p>【書類上の記載】有線LAN部（基幹部・末端部）の概要の(イ) 「GSS-NW拠点GW機器の整備拠点における基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件は以下の通り A（大規模拠点）：25Gbase-LR以上かつ冗長構成にて接続すること。 なお、デジタル庁は、拠点GW機器において、拠点GW機器からの25Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する。 B（中規模拠点）：10Gbase-LR以上かつ冗長構成にて接続すること。 デジタル庁は、拠点GW機器において、拠点GW機器からの10Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する。 C（小規模拠点）：1GBase-LX以上を2回線又は1GBase-LX以上とLTE回線の冗長接続で接続すること。デジタル庁は、デジタル庁機器において、2回線分のポートを提供する。具体的な回線種別及び接続方法については、デジタル庁と相談の上、決定すること。」</p> <p>【質問】 作業範囲を明確にしたい念のためのご質問となりますが、A、B、Cそれぞれに「拠点GW機器からの〇〇以上を接続するためのモジュールを整備する。」という記載がありますが、拠点GW機器のモジュールの整備と、取り付け作業はデジタル庁様にて実施されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>作業範囲を明確にすることで、適切な積算が可能になるため。</p>	<p>モジュールの整備は、本調達の範囲外となりますが、モジュールへの接続は本調達の対象となります。</p>
41	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	11・12	2	4	ウ(オ)	1	<p>【書類上の記載】有線LAN部（基幹部・末端部）の概要の(オ) 「基幹部は、IETFが標準化しているIPv4及びIPv6規格群に準拠し、IPv4/IPv6フォワーディング（ルーティング）機能を提供すること。フォワーディングの際に参照される経路テーブル（VRF）を4つ以上利用できること。IPv4/IPv6のデュアルスタックとしたインターネット層（L3）ネットワーク（経路）を取り扱えること。IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング規格に対応すること。」</p> <p>【質問】 機種選定を実施する上での確認となりますが、「OSPF ルーティング規格に対応すること」と記載されておりますが、ルーティングプロトコルは他に何を使用されておりますでしょうか。</p>	<p>仕様要件を明確にすることで、適切な機器選定、構成が検討できるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「OSPF」を「OSPF及びBGP」に修正いたします。</p>

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
42	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	17	2	7	ア(工)	1	<p>その他ア(工)の要件について、「映像作成時において、リリース済みのソフトウェア等を利用すること。」とありますが、リリース済みの定義について、一般リリースされているものを指すのか、貴庁を含む一部関係者への限定リリースのどちらを指しているのでしょうか。</p>	<p>一般的に、一般リリースよりも限定リリース時期の方が公開が早く、これから実装予定の機能について限定リリース時であれば間に合うとした時に要件を満たすか満たさないのかを明確にしておきたいため。</p> <p>一般リリース：プレスリリースや公式サイトでの告知など 限定リリース：社内関係者、本プロジェクトに閉じた告知など</p>	<p>ここでのリリース済みとは、世間一般に公開されているものを指します。</p>
43	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	(工)C		<p>【要件定義書上の記載】 EntralDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンを Graph APIにて継続的にチェックし、トークンが失効が生じた場合は</p> <p>【意見】 上記の要件は Open ID での対応とさせていただいてもよろしいでしょうか？</p> <p>「EntralDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンを Graph API などにて継続的に評価し、トークンが失効が生じた等場合は」</p>	<p>機能的な公平性の観点から、Graph API 以外の手段として、Open ID を用いた継続的な評価のご検討も賜れますと幸いです。</p> <p>あわせて、以下の URL に記載されている Microsoft Entra ID の公式資料におきましても、発行されたトークンが Open ID Continuous Access Evaluation Profile に基づく業界標準の「継続的アクセス評価 (Continuous Access Evaluation)」を実施している旨が明記されております。</p> <p>https://learn.microsoft.com/ja-jp/entra/identity/conditional-access/concept-continuous-access-evaluation</p>	<p>ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。</p>
44	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	(工)E		<p>【要件定義書上の記載】 1) 項 C および D を接続時に Graph API チェックを行うこと 2) 接続中に特定の区間で Graph API チェックを行うこと</p> <p>【意見】 上記の項 C 要件は Open ID での対応とさせていただいてもよろしいでしょうか？</p> <p>「1) 項 C および D を接続時に Graph API 等チェックを行うこと 2) 接続中に特定の区間で Graph API 等を行うこと」という要件に緩和いただければと存じます。</p>	<p>機能的な公平性の観点から、Graph API 以外の手段として、Open ID を用いた継続的な評価のご検討も賜れますと幸いです。</p> <p>あわせて、以下の URL に記載されている Microsoft Entra ID の公式資料におきましても、発行されたトークンが Open ID Continuous Access Evaluation Profile に基づく業界標準の「継続的アクセス評価 (Continuous Access Evaluation)」を実施している旨が明記されております。</p> <p>https://learn.microsoft.com/ja-jp/entra/identity/conditional-access/concept-continuous-access-evaluation</p>	<p>ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。</p>